

琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方

～保全再生と活用との循環の推進に向けて～

平成 30 年（2018 年）3 月

滋賀県

はじめに	1
1. 検討の趣旨	2
(1) 「守る」と「活かす」の好循環	
(2) この検討がめざす姿	
(3) この検討の性格	
(4) 活用にあたっての視点	
2. 琵琶湖活用の現状と課題	4
(1) 琵琶湖活用の現状	
(2) 活用への課題	
3. 活用を進めるためのしくみ	9
(1) 琵琶湖の価値を「知るしくみ」(正しく知る)	
(2) 琵琶湖の魅力に「関わるしくみ」(触れる・広める・交わる)	
(3) 琵琶湖の活用を「続けるしくみ」(支える・抑制する)	
(4) 「3つの柱」としての類型化	
4. 具体的な取組の展開方策	11
(1) 「知るしくみ」	
(2) 「関わるしくみ」	
i 琵琶湖を「楽しむ」【重点】	
ii 琵琶湖に「学ぶ」【重点】	
iii 琵琶湖で「つながる」【重点】	
iv 「びわ湖の日」の更なる展開	
(3) 「続けるしくみ」	
i 活用に向けた環境づくりや活用への支援	
ii 活用に伴う環境負荷等の抑制	
5. 保全再生に向けた活用にあたって	18
(1) 活用推進がめざすもの	
(2) 多様な主体の協働	
(3) 共感からの保全再生	

はじめに

「富士と琵琶湖、そは世界に対して、我等日本人が優美を誇る象徴の双璧であらねばならぬ。」これは、大正から昭和にかけて活躍した鳥瞰図絵師・吉田初三郎が大正 15 年(1926 年)に、今の琵琶湖汽船株式会社の前身となる「太湖汽船株式會社」発行の琵琶湖案内図に記した言葉です。

その約 25 年後、昭和 25 年(1950 年)には、琵琶湖は日本初の国定公園に指定され、最近では、平成 27 年(2015 年)の「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖保全再生法）」により、琵琶湖は「国民的資産」として位置付けられるなど、滋賀の誇る琵琶湖は「滋賀の宝」であることはもちろん、広く国民的な価値を有するものとなっています。

昭和 47 年(1972 年)から 25 年間かけて実施された琵琶湖総合開発では、治水や利水面での安全性や利便性が高まるとともに、湖岸周辺での道路や公園等の整備が進み、広く琵琶湖に親しむ基盤が整備されましたが、その一方で、湖辺のヨシ帯や自然湖岸が減少し、また農業用排水路の整備等によりかつて魚が行き来した琵琶湖と水路や水田のつながりが少なくなるなど、琵琶湖の生態系にも影響が現れました。また、下水道の整備など、水質や生活環境を守るための保全対策が進んだ半面、都市化の進展や人口の増加、ライフスタイルの変化なども背景に、暮らしと湖との結びつきが希薄となり、身近な生態系の変化に気付くことが困難となるなど、現在ではともすると、琵琶湖は「暮らしから見えにくい」存在にもなっています。

琵琶湖の保全再生を進め、その恵みを次世代へと確実に引き継ぐにあたっては、水草の大量繁茂や外来動植物の増加など、琵琶湖が直面する多様な課題への対応とともに、貴重な水源であるとともに独自の生物多様性を有し、また、漁業等のなりわいの場や癒しの場として多くの恵みを我々に与えてくれる琵琶湖の本来の価値を十分に活用することで、再び琵琶湖を近い存在、見える存在にしていけることが不可欠です。そのため、平成 29 年(2017 年)に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）」では、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環を更に推進することを掲げました。

ここでは琵琶湖の保全再生を進め、次世代へとより良い琵琶湖を引き継いでいくために、琵琶湖の本来の価値を活かした望ましい活用のあり方について検討を行い、今後の琵琶湖に関連する県の施策推進にあたっての指針とするとともに、多様な主体が取り組む琵琶湖にかかる活動にも配慮いただこうとするものです。

県内においては、昭和 52 年(1977 年)に琵琶湖に赤潮が大量発生したことを契機に、市民が率先して琵琶湖環境の保全のために暮らしの見直しに取り組んだ「石けん運動」が広く展開されました。県民自らが自分たちの暮らしを見直そうと立ち上がったこの運動は、昭和 55 年(1980 年)7 月の「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行へと結びつくとともに、その精神は現在でも県内各地の様々な環境保全運動へと受け継がれています。

「国連持続可能な開発サミット」で採択された目標であり、持続可能な社会をつくるために、経済成長、社会的包摂（「誰一人取り残さない」）、環境保護という 3 つの課題を統合的に解決することを求める「SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）」の理念にもつながる、このような先人たちの経験も踏まえつつ、琵琶湖やそれを囲む自然本来の恵みを大切にいただきながら活かすことで、「琵琶湖新時代」と呼ぶにふさわしい暮らしと琵琶湖との新しい関係を築き、滋賀の未来を切り拓きたいと考えています。

1. 検討の趣旨

(1) 「守る」と「活かす」の好循環

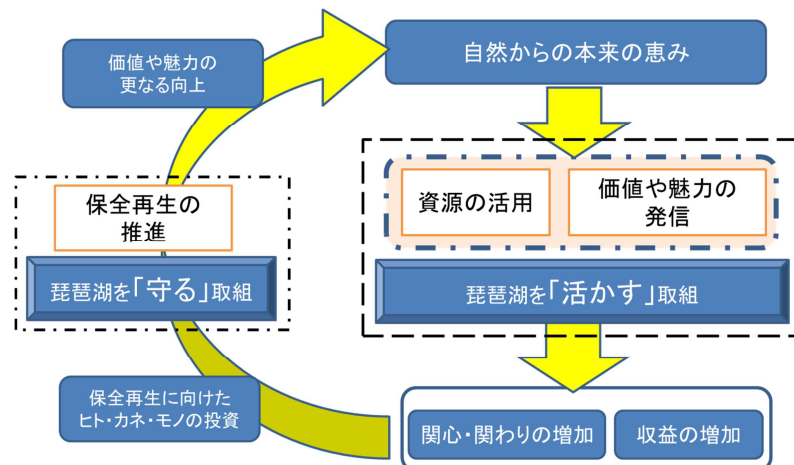
- 琵琶湖保全再生法では、主務大臣の定める基本方針（法第 2 条）を勘案し、滋賀県は琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることができる旨規定されています（法第 3 条）。
- この規定を受け平成 29 年(2017 年)3 月に策定した琵琶湖保全再生計画では、「琵琶湖を守ることと活かすことの好循環を更に推進するため、必要となる方策を検討する（計画 7(1)）」と規定しており、これを計画の重点取組と位置付けています。

ここでの「活かす」とは、「琵琶湖を守り育て、次の世代により良い琵琶湖を引き継ぐために、琵琶湖からの本来の恵みを活用する」ことを意図しています。

- ライフスタイルの変化により暮らしと琵琶湖との関わりが希薄となり、かつ産業構造が変化する中で、琵琶湖の保全再生を進めるには、琵琶湖やその周囲の自然の本来の恵みを活用し、またその価値や魅力をしっかりと発信することで、人々と自然との関わりを増やすとともに、自然の恵みを活かした経済的な効果を、保全再生の推進へとつなげることが不可欠です。

これらによって人々の関心が琵琶湖やその周囲の自然へと向かうとともに、活用の産んだ収益が保全再生へと投資されることが、社会的・経済的な循環を生み出します。

- ここでは、「琵琶湖を中心とする滋賀の自然から享受する恵みの活用や価値・魅力の発信により、人々の関心・関わりの向上や収益の確保につなげ、もって琵琶湖保全に向け主体的な行動を起こすことができる人材の育成や、環境への投資を推進する」ことで、琵琶湖の保全再生に資する方策についての検討を行います。



(2) この検討がめざす姿

- 琵琶湖の保全再生を進め、その恵みを次世代へと確実に引き継ぐために、琵琶湖とその恵みの活用や価値・魅力の発信を進めるための現状・課題についての整理と、求められる方策を検討し、望ましい活用に向けた指針として提示します。
- 同時に、守ることと活かすことの好循環の更なる推進に向けた具体的な取組方策について検討を行います。
- 琵琶湖活用の推進を通じて多様な主体がそれぞれの立場から琵琶湖との関わりを深めることによって、保全再生についての幅広い共感を得ていただき、琵琶湖を「活かす人」が、琵琶湖を「守る人」になる好循環の創出をめざします。

琵琶湖を「活かす人」が、琵琶湖を「守る人」になる
好循環の創出

（３）この検討の性格

- 琵琶湖は、様々な法体系に基づいた規制や管理が重層的に行われており、また、目的を異にする多種の施策・事業が実施される場となっています。
県の各部局においては、それぞれの行政目的の達成をめざす施策の実施にあたって、この「活用のあり方」を指針とします。
- また、県内市町、企業、NPO、団体等や県民の皆さんが各種の活動を進めるにあたって、指針となるものであり、配慮をお願いしたいと考えるものです。

（４）活用にあたっての視点

- 保全再生に向けた活用の推進にあたっては、次の視点を持って施策に取り組みます。

①琵琶湖が直面する課題の認識

- 琵琶湖に流入する汚濁負荷の低減により、富栄養化については改善傾向が見られる一方で、難分解性有機物の増加や栄養塩バランスの変化といった新たな課題や、水草の大量繁茂やオオバナミズキンバイなど侵略的外来水生植物の増加、外来魚の増加や在来魚介類の減少といった生態系の課題も顕在化しています。
- さらに、森林の荒廃による多面的機能の低下、ニホンジカ等による獣害、琵琶湖と暮らしの関わりの希薄化など、琵琶湖を取り巻く環境にも多くの課題が生じており、琵琶湖が直面する課題は多様化するとともに、より複雑なものとなっています。
- 琵琶湖の活用推進にあたっては、琵琶湖の直面するこのような課題を認識するとともに、活用を通じた関わりの創出と課題の共有により、その解決に向けた幅広い共感を得ることが望まれます。

②自然の恵みの再評価

- 琵琶湖や自然のもたらす恵み（生態系サービス）について、これまでは主に水や食料を供給するといった「供給サービス」に着目されてきましたが、それ以外にも
 - 調整サービス：森林による土壌の流出防止、気候調整、水浄化など
 - 文化サービス：文化や芸術、景観やレクリエーションの場の提供など
 - 基盤サービス：物質循環や大気の維持など、他のサービスの基礎となるものといった恵みがあり、これらの恵み、特に調整サービスと文化サービスの側面についても目を向ける（＝正しく把握しこれらを活用すると同時に、持続可能性を意識する）ことが必要です。

③様々な循環とその持続可能性

- 持続可能な循環の形成にあたっては、物質や生態系の循環のみならず、社会的・経済的な面での循環が健全かつ一体的に行われ、更には持続可能であることが必要です。
- また、琵琶湖やその周囲の自然に関わる主体の多様性や、琵琶湖の多義的・多面的な価値に鑑み、多様なつながりを意識した活用を行うことが不可欠です。
 - ・他者のことを考える。（琵琶湖に関わる他の主体への配慮）
 - ・「その先のつながり」を考える。（因果や多方面への影響に配慮）
 - ・時間軸を超えて考える。（歴史的経緯や将来世代への配慮）
 - ・他の生き物のことを考える。（生物多様性への配慮）
 - ・経済面での持続可能性を考える。（経済的に持続可能な循環への配慮）
- また、各地域で取り組まれる個々の琵琶湖保全再生に向けた活動も、社会的・経済的

に持続可能なものとして継続されることが必要であり、琵琶湖活用の推進にあたっては、このような「小さな循環」も同時に生み出していく必要があります。

④持続可能な開発目標「SDGs」

- 2015年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標であり、経済成長、社会的包摂（「誰一人取り残さない」）、環境保護という3つの課題を統合的に解決することを求めるものです。

このSDGsの理念は持続可能な共生社会の実現に不可欠な視点であり、琵琶湖活用を進めるにあたっては、この視点への配慮が必要です。

2. 琵琶湖活用の現状と課題

（1）琵琶湖活用の現状

琵琶湖は我が国最大の湖として275億 m^3 の水を貯え、京阪神1,450万人の暮らしを支える水源であるとともに、近畿圏の治水面でも重要な役割を担っています。また、400万年の歴史を持ち、60種もの固有種が生息するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫となっています。（「琵琶湖保全再生法」第1条）

利水治水以外にも、琵琶湖は多様な活用をされており、ここでは琵琶湖活用の現状について項目別に概観します。なお各項目は必ずしも独立するものではなく、相互に関連を有する項目や、複数の項目に関わる活用事例も多数存在します。

① 学術研究（関係条文：法第9条）

滋賀には京都大学の生態学研究センターや流域圏総合環境質研究センターが立地し、平成29年度(2017年度)からは県立の琵琶湖環境科学研究センターに国立環境研究所琵琶湖分室が設置されるなど、その貴重な生態系や国内最大の広さなどから、琵琶湖は学術研究の場としても重要な価値を有しています。

大学では、平成元年(1989年)の龍谷大学瀬田学舎開設の際に理工学部が設けられ、平成6年(1994年)には立命館大学びわこ・くさつキャンパスが開設され理工学部が全面移転してきました。更に、平成7年(1995年)に「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとする滋賀県立大学が開学し、日本で初めて環境に特化した学部である環境科学部が設置されたほか、平成15年(2003年)には、日本初のバイオ・生物系単科大学である長浜バイオ大学が開学するなど、琵琶湖を囲んで環境に関しての研究を進める学部の集積が進みました。また、龍谷大学農学部（平成27年度(2015年度)設置）や立命館大学食マネジメント学部（平成30年度(2018年度)設置）など、自然の恵みと密接な関連を持つ学部の新設も進んでいます。

② 琵琶湖を取り巻く産業（関係条文：法第10条、11条、16条、17条）

琵琶湖の水産資源を活用した漁業では、「えり」など独自の漁法や、湖魚食の文化が特有のものとなっています。内湖やヨシ帯の減少、外来魚の影響、漁師の高齢化や後継者不足、食生活の変化による湖魚を食べる機会の減少などの要因により、琵琶湖の漁業は大変厳しい状況にあります。さらに最重要魚種であるアユが平成28年(2016年)12月以降記録的な不漁となっています。湖魚食の普及に向けては、県では琵琶湖産魚介類のブランド化・普

及活動や、学校給食での提供などの施策を展開しています。また、琵琶湖や内湖では淡水真珠の養殖が行われています。

自然の恵みを活用した農業や林業も、琵琶湖と密接な関わりを有しています。県では農薬・化学肥料の使用量を 5 割以下に減らし、農業濁水の流出防止など、琵琶湖等の環境を保全し自然循環機能を高める取組を行う「環境こだわり農業」を推進しており、平成 28 年度(2016 年度)には 15,550ha で環境こだわり農産物が生産され、近江米の 45%が環境こだわり米となっています。更には、農薬・化学肥料を使用しないなど、環境こだわり農業の深化に向けた取組も初めています。また、ニゴロブナなどの湖魚が農業用排水路に設置された魚道を通して遡上し、産卵・成育するなど、いくつかの条件を満たした田んぼで生産されたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証ブランド化する取組を進めており、平成 29 年度(2017 年度)には 9 地域・約 89ha を認証しています。

また、県土の 1/2 を占める森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など様々な役割を果たしています。また木材を活用することで、森林資源の循環を活発にし、健全で継続的な森林整備に資することにつながります。県内の森林から適切に伐採された原木と、その原木を県内で加工した製材品等の木材を「びわ湖材」として産地証明し、その利用を推進しています。いずれも、琵琶湖の生態系や水源を守る取組が、農業や林業の付加価値を高め、文化を醸成していくものです。

琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業については、「世界農業遺産」への認定をめざす取組が進んでいます。ビジネス面においても、琵琶湖の周囲に集積する水環境関連産業や研究機関が連携し「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を組織しており、琵琶湖の保全再生で得た成果を諸外国の環境改善に活かす取組などが進んでいます。

③ 観光・レジャー（関係条文：法第 18 条、19 条、20 条）

琵琶湖に代表される豊かな自然は、滋賀の大きな観光資源のひとつでもあり、観光入込客統計調査では、「自然」を目的とした来訪者は 100 万人を超えています（平成 27 年(2015 年)）。「滋賀の旅に便利な DATA 集」（発行：びわこビジターズビューロー）には 21 か所の水泳場が紹介されており、そのうち 8 か所で県が毎年実施している「水浴場水質調査」では、3 つの水泳場が「水質 AA」評価となっています（平成 29 年度(2017 年度)）。また、毎年 8 月に実施される「びわ湖大花火大会」は、湖面に映る壮大な花火が魅力であり、県内外から約 35 万人が集まる一大イベントとなっています。

他にも、びわ湖クルーズや竹生島めぐり・多景島めぐりといった湖上観光や、ヨットやカヌー・カヤックなどの水上スポーツ・レクリエーション、湖岸緑地等でバーベキューなども人気です。バスフィッシングやプレジャーボートについては、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（通称「琵琶湖ルール」）に基づき、自然環境や生活環境に影響の少ないレジャーの推進に向けた規制や啓発を展開しています。また、生態系保全を目的とした外来魚釣り大会が、県内の各地で開催されています。

琵琶湖周辺でのサイクリングは大きな盛り上がりを見せており、びわ湖一周サイクリング「ピワイチ」の体験者は、平成 27 年(2015 年)の約 5 万 2 千人から平成 28 年(2016 年)には約 7 万 2 千人と大きな伸びを示すなど、順調に広まりつつあります。また、近年では湖との暮らしが育んだ独自の生活文化に着目し、「かばた」のある暮らしや淡水湖に人が暮らす国内唯一の島である「沖島」での生活を訪ねるエコツーリズムや、伝統食である「鮒ずし作り」体験クルーズ、琵琶湖疏水への観光船の運航に向けた取組が進むなど、滋賀・琵琶湖ならではの観光が展開されています。琵琶湖の水源である周囲の山々では、京阪神からのアクセスの良さなどから山歩きも人気であり、眼下に森・川・里・湖のつながりを一望す

ることのできるトレイルが県内の各地に存在しています。

④ 湖上交通（関係条文：法第 19 条）

鉄道やトラック等による輸送が普及する以前は、中山道や北陸経由で運ばれてきた物資を大量に、かつ迅速に京都へと運ぶことのできるのは琵琶湖の水運でした。1960 年代半ばまでは、琵琶湖は水資源や漁場であると同時に、暮らしに密接に関連した道であり、また各種のなりわいの場として、多くの船が行き来していました。

湖上での物資の運搬が一般的ではなくなった現在でも、観光を目的とする湖上クルーズや沖島、竹生島等へのアクセス手段として船舶が活躍するほか、災害時等の輸送手段としての役割も期待されています。琵琶湖の大型船は単に交通・運送の手段に留まらず、船上でのシンポジウムや結婚披露宴なども行われています。

⑤ 景観・文化（関係条文：法第 20 条）

万葉の昔から多くの歌に詠まれてきた湖国の風景は、16 世紀末に選定されたと考えられる「近江八景」などによっても広く各地に紹介されるとともに、多くの文学作品の舞台となってきました。また、文化財にも恵まれた滋賀には、街道や寺社仏閣などの歴史的な遺産が多く残っており、松尾芭蕉など多くの文化人が行き交いました。昭和 25 年(1950 年)には琵琶湖全域と伊吹山・比良山地などの山々が日本初の国定公園に指定されたことを受け、公募により「琵琶湖八景」が選定されています。現在でも、歌枕や絵画・写真等の素材として琵琶湖は人気のあるスポットです。その他、近年では映画やテレビドラマのロケ地としても登場することが増えています。また、例年 9 月に烏丸半島で開催されている野外音楽イベント「イナズマロックフェス」など、湖岸のロケーションを活かしたイベントも開催されています。

湖岸のヨシ原の風景は「日本の原風景」として評価されており、「近江八幡の水郷」は重要文化的景観の第一号に選定され、これ以外にも琵琶湖の水辺景観に係わる重要文化的景観として、高島市で 3 件、長浜市で 1 件選定されています。また、高島市針江地区の「かばた」など、湖が育んだ生活文化にも注目が集まっており、琵琶湖と水にまつわる祈りと暮らし、独自の食文化等が、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」として、平成 27 年(2015 年)に文化庁より「日本遺産」の認定を受けています。

⑥ 環境教育・環境学習（関係条文：法第 21 条）

県内の小学校では、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など自然環境を活かした体験型の環境教育が行われています。特に学習船うみのこによる「びわ湖フローティングスクール」は、県内の全ての小学校 5 年生が湖上で 1 泊 2 日の学習活動を行う滋賀の代表的な環境教育プログラムで、これまでに 50 万人を超える子ども達がうみのこに乗船しており、平成 30 年度(2018 年度)からは、二代目となる新船の就航が予定されています。

また、「湖と人間」を主題として平成 8 年(1996 年)に開設された滋賀県立琵琶湖博物館は、琵琶湖について学ぶ拠点となっており、平成 28 年(2016 年)7 月に完了した第一期リニューアル後も、県内外の学校から多くの来訪があります。修学旅行等の教育旅行において県内に宿泊する児童・生徒の延べ人数は 5 万人を超えており（平成 28 年度(2016 年度)）、学習先として先の琵琶湖博物館の他、農家民泊など自然と共にある暮らしの体験や、湖上スポーツの体験施設への訪問等があります。

学校行事の他にも、自然を楽しみながら学ぶエコツアーリズムや、ラムサール条約湿地である琵琶湖や西の湖、その他の内湖等でのバードウォッチングなど、全国からの来訪者に

より自然環境についての学びの場として活用されています。

⑦ スポーツ・レクリエーション

平成 27 年(2015 年)制定の滋賀県スポーツ推進条例では、「琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を活かしたスポーツ」に重点的に取り組むこととされ、滋賀県スポーツ推進計画においても、「琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進」が掲げられています。ボート競技やドラゴンボート（ペーロン）など、琵琶湖がメッカとなっている湖上スポーツがあり、カヌー競技などでも国際大会で活躍する選手が琵琶湖から生まれています。また、平成 29 年(2017 年)9 月には西日本で初めてウェイクボードの世界大会が開催されました。

オリンピック・パラリンピックに向けて、選手の発掘・育成の強化などが進む一方で、レクリエーションとしてカヌー・カヤック等の湖上スポーツを楽しむ人も増えており、SUP（スタンドアップパドル）などの新たな湖上スポーツも登場しています。

また、琵琶湖の周囲では国際大会の代表選手選考会も兼ねる「びわ湖毎日マラソン」や、山間部では自然を活かしたクロスカントリー、トレイルランなどの大会も開催されています。周囲を山々が囲み中央に琵琶湖がある地形を活かして、平成 29 年(2017 年)には東近江市の琵琶湖から鈴鹿山脈を結ぶコースを舞台に、自然の循環に思いを巡らせながら海（カヤック）・里（自転車）・山（登山）へと進む環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT（シー トゥー サミット）」が、県内で初めて開催されました。

全ての人が身近にスポーツを楽しむことのできる共生社会をめざす中、マスターズなどの生涯スポーツや障害者スポーツの舞台ともなっており、世界のトップ選手が滋賀県立琵琶湖漕艇場に集う「朝日レガッタ」においては、平成 29 年(2017 年)の第 70 回記念大会よりパラローイング（障害者ボート）種目が新設されました。

⑧ 健康づくり・癒し

健康への意識の高まりを受けて、朝や夕方を中心に、多くの方が琵琶湖岸等でのウォーキングやサイクリングを楽しむ姿が見られます。琵琶湖畔にあるおごと温泉では、湖岸を活かし、南湖一周や湖上のルートも設けたウォーキングイベントが開催され、全国各地からの参加があります。湖北においては毎年 5 月の週末に、25 年以上の歴史を持つ「びわ湖長浜ツーデーマーチ」が開催され、全国から毎年 3 千人以上の参加があります。

また、琵琶湖一周を複数回に分けて踏破するウォーキングイベント「琵琶湖一周健康ウォーキング」も例年開催されるなど、琵琶湖の風景や四季を楽しみながらの健康づくりが進められています。

近年では、健康づくりや癒しの効果を求めて、湖畔でのヨガや、SUP を使った湖上ヨガのイベントなども開催されています。また、日常の暮らしの中での湖岸散策や、美しい風景を楽しむ、といった行為には、リラックスやストレス解消の効果もあり、琵琶湖の恵みを受ける滋賀ならではの暮らしの喜びです。

⑨ 暮らし

湖岸の家庭において、かつて琵琶湖は水汲み場や洗い場としても活用されていました。湖へと突き出した簡易な栈橋「橋板」は、上水道の普及に伴い昭和 30 年代以降次々と姿を消していましたが、近年住民による保存や再生の取組が進んでいます。

また、湖畔のヨシも、かつては屋根の葺き替えやすだれ等の材料として暮らしに欠かせない琵琶湖の恵みでした。暮らしの中でのヨシの使用が減った近年では、ボランティアに

よるヨシ刈りや、ヨシ松明などの行祭事が、ヨシ帯の保全育成に貢献しています。

暮らしと湖の関わりについては、地域の活性化の観点から国土交通省が平成 23 年度(2011 年度)に河川敷での民間事業者による営利活動についての規制を緩和し、平成 29 年度(2017 年度)からは県も琵琶湖岸でこれに準ずることとしました。今後地域の関係者の合意を得ながら、湖岸でくつろぐことのできるオープンカフェ等の登場が予想されます。

⑩ 国際貢献・国際交流

周囲に多くの人口を抱える琵琶湖の水質保全に向けた取組は、国際的にも先進的なものであり、その経験が育んだ知恵や技術は、諸外国からの研修生受け入れや技術協力などを通じ、世界の湖沼保全や健全な水環境の確保に貢献しています。

昭和 59 年(1984 年)には、研究者・行政・NGO や市民等が一堂に集まり、世界の湖沼及び湖沼流域で起こっている多種多様な環境問題や、それらの解決に向けた取組の議論の場として、滋賀県の提唱による「世界湖沼環境会議」を開催しました。この会議はそれ以降、名称を「世界湖沼会議」として、世界各国で概ね 2 年ごとに開催されており、滋賀県では、平成 13 年(2001 年)の第 9 回会議も開催しています。また、各地の主催者に協力して会議の企画等を行う ILEC(公益財団法人国際湖沼環境委員会)は、琵琶湖のほとりに拠点を構え、昭和 61 年(1986 年)の設立以来、世界の湖沼の適正な環境管理を支援するために、日本国内及び海外の関係機関と協力した調査や研究、人材育成等を進めています。

その他にも、平成 9 年(1997 年)6 月には、世界 22 か国の研究者が参加する「世界古代湖会議」が開催され、古代湖の生物学的・文化的な価値について議論が行われ、また平成 15 年(2003 年)3 月には、琵琶湖淀川流域で「第 3 回世界水フォーラム」が開催され、水不足や水質汚染、水を巡る国際紛争など、様々な水の危機の解決に向けた議論が行われました。

国際交流の分野では、滋賀県はアメリカのミシガン州、ブラジルのリオ・グランデ・ド・スール州、中国の湖南省と、湖を縁とする姉妹友好州省の協定を締結しています。

(2) 活用への課題

○ 琵琶湖活用を推進するにあたって課題となっている点を、次のとおり整理しました。

①琵琶湖の魅力・価値の発信と、暮らしとのつながりの認識

- ・ 国民的資産たる琵琶湖の価値や役割自体が十分に伝わっておらず、その知識を正しく伝え、広める必要があります。
- ・ 加えて、自分たちの行動が、地域の資源にどのような負荷を与え、またどのように保全に貢献しているのかを正しく知り、実際の行動へと反映いただく必要があります。

②体験の場・機会の確保

- ・ 暮らしの中で必然的に湖に触れる機会が減る中で、積極的に琵琶湖と関わることのできる機会を創出する必要があります。

③情報の掘り起こし・集約・発信力強化

- ・ 県内には各地に琵琶湖や自然についての施設等があり、また行政や企業、NPO 等による体験型のイベント等も実施されていますが、その情報が散在していたり、十分に発信できていなかったりする側面があります。

④琵琶湖に関わる主体の協働・交流の促進

- ・ 多様な主体がそれぞれの目的を持って琵琶湖に関わっていますが、主体間での横のつながりが希薄となっています。新たな連携や協働の推進により、互いの長所を活かしあった活用の推進が求められます。

⑤活用に向けた環境づくりや活用への支援

(⑤-1 活用の場の確保)

- ・ 実際に湖を体験できる場所があり、その場所へのアプローチも容易となっていることが求められます。
- ・ 適切なルールのもと、地域特性やニーズを反映した活用が進むことが求められます。

(⑤-2 琵琶湖を取り巻く産業・なりわい)

- ・ 琵琶湖の漁業が水産資源の減少や担い手の不足に直面しています。
- ・ 琵琶湖の水源で営まれる林業の活力が低迷しています。
- ・ 環境に配慮した農業や、環境と調和のとれた産業を振興するとともに、企業活動を通じて活用を促すしくみが必要です。

(⑤-3 活用への支援)

- ・ 持続的な活用推進に向けては、機材の貸出しやガイドのあっせん、資金面での助成、技術開発などの支援が必要です。

⑥活用に伴う環境負荷等の抑制

- ・ 安全の確保や活用に伴う環境負荷の軽減、暮らしや漁業等のなりわいへの悪影響の抑制などのため、適切な規制や啓発が行われる必要があります。
- ・ また、利用者に対し応益の負担を求めることにより、環境負荷の低減や保全再生を進めることも検討する必要があります。

3. 活用を進めるためのしくみ

- 前章で挙げた課題から、保全再生に向けた活用の推進にあたり必要と思われる取組について、大きく3つの「しくみ」として整理します。

(1) 琵琶湖の価値を「知るしくみ」(正しく知る)

- 琵琶湖自身の価値についてその実態を把握し、正しく認識・評価を行うことは、活用の前提として不可欠です。また、生態系サービスがもたらす供給・調整・文化・基盤といった各サービスの価値についても、適切な把握・評価を進め、その「見える化」に取り組む必要があります。
- 琵琶湖の多様な価値について県民自身の再認識を進めるとともに、県内で学ぶ大学生には県外出身者も多く、また京阪神を中心に滋賀へと移住してきた層などにも、正しく認識をしていただくことが必要です。
- 個々の自然はもちろん、「森・川・里・湖」の一連のつながりや、そこから更に下流、都市部を抜けて海へとたどり着くまでの一連のつながりとして、森林や河川、ヨシ帯や内湖などの自然が有する価値を捉えていく必要があります。
- 琵琶湖の保全再生の歴史における先人たちの知恵や努力、国際的な評価や役割など、琵琶湖の価値を時間や空間の広がりの中で捉え、広めていくことが必要です。
- また、琵琶湖に関わる様々な活動や営みには、その行為が適切に継続されること自体

が持続的な琵琶湖の保全再生に寄与する側面を持つものもあります。その活動等の価値を正しく伝え、認識していただくとともに、その活動等について県内外の人々の理解を深める必要があります。

(2) 琵琶湖の魅力に「関わるしくみ」(触れる・広める・交わる)

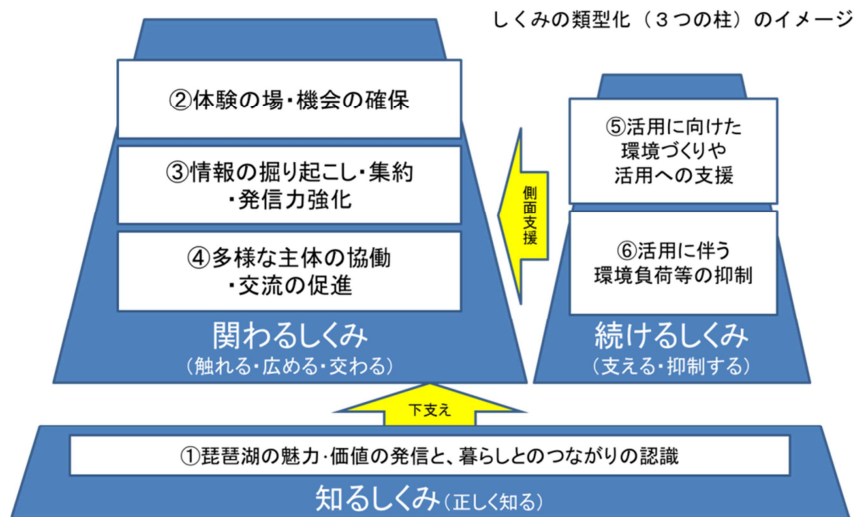
- ライフスタイルの変化で自然と触れる機会が減る中、かつては普通に存在した「体験の機会」を、積極的に提供することが必要です。
- 多様な主体により開催される様々な体験型の学習会やイベントなどの情報を集約するとともに、県内外に分かりやすい形で提供することが必要です。
- 滋賀で暮らす多様な主体間や下流域へのネットワークを広げ、協働や学び合いを推進するとともに、企業、NPO、団体等のそれぞれが自らの強みを活かし、助け合いながら琵琶湖に関わることができる機会づくりが必要です。
- さまざまな形で琵琶湖への関わりを持っていただくことを通じて、「活かす人」が「守る人」となるための気づきや機会を提供していくことが必要です。

(3) 琵琶湖の活用を「続けるしくみ」(支える・抑制する)

- 持続可能な活用の推進に向けては、琵琶湖や周囲の自然と触れ合うことのできる場所が確保されていることや、地域の特性に応じた湖岸の活用が進むことが望まれます。
- 琵琶湖漁業の再生や、水源の保全に繋がる林業の成長産業化、環境への影響に配慮した農業の普及等が必要です。
- また、環境と調和のとれた産業の振興や、企業本来の事業活動を通じて活用を促すしくみが必要です。
- 人材や機材の確保、技術や資金の支援等により、活用の推進を支援するしくみが必要です。
- 一方で、持続可能な活用という観点や、琵琶湖が水源であり、暮らしやなりわいの場でもあるという観点から、資源に過剰な負荷を与えたり、生活環境等に悪影響を及ぼすような活用手法に対しては、適切な規制や啓発が必要です。
- 琵琶湖活用に伴う応益負担について、ふさわしいあり方の検討が必要です。

(4) 「3つの柱」としての類型化

- 「(1) 知るしくみ」を基礎に、琵琶湖と「(2) 関わるしくみ」の拡充に努めます。
- また、活用の支援や活用に伴う環境負荷の低減など、「(3) 続けるしくみ」の充実により、持続可能な関わりの創出を側面から支援します。



4. 具体的な取組の展開方策

- 前章で類型化した3つの柱別に、具体的な取組の展開方策を検討します。

（1）「知るしくみ」

- 活用推進の前提となる、琵琶湖の魅力や価値についてその実態を把握するとともに、基礎的な認識の普及に努めます。
- 京阪神地域の貴重な水源であり、世界的に見ても希少な古代湖で多くの固有種が生息するなどの、琵琶湖自体の価値を正しく伝えます。
- 琵琶湖の水源となる森林が周囲を囲むとともに、県内ほぼ全ての地域からの河川が琵琶湖へと注ぐ滋賀の地形的な特性から、県内全域でのなりわいや暮らしと琵琶湖との密接なつながりを伝えます。
- ヨシ等の在来植物の群落や内湖などの湿地帯が果たす役割を把握し、発信します。
- 発信の手法や表現等を工夫し、これまで情報が届かなかった層へのアプローチに努めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 「琵琶湖ハンドブック」など、琵琶湖を学ぶ基礎資料の充実
- ・ 教育現場との連携や、出前講座等による琵琶湖の価値・暮らしとの関わりの発信
- ・ 琵琶湖博物館や琵琶湖環境科学研究センター等の研究成果の活用・発信
- ・ 琵琶湖とその周囲の環境に、適切なモニタリングによるデータの収集・活用・発信
- ・ 森・川・里・湖や下流域とのつながりや、なりわい相互の関係性の「見える化」推進
- ・ 「びわ湖水源のもりの日」・「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心とする、琵琶湖を守る森林の役割の普及啓発
- ・ 琵琶湖を守る「環境こだわり農業」が持つ価値の発信
- ・ 「ここ滋賀」等を活用した琵琶湖の価値や魅力の全国への発信や認知度の向上
- ・ 各種認証の取得やその活用等による、琵琶湖の価値の客観化の推進
- ・ 琵琶湖に対する外部からの評価や国際的な価値の「見える化」推進

■先進事例紹介

【地域資源の価値の見直し・再評価】

昭和11年(1936年)に国立公園に指定された十和田湖は、日本交通公社による「全国観光資源台帳」においてS(特A級)と格付けられています。震災等の影響で来訪者数が減少傾向にあります。

そのため地域では、湖の魅力のみに依存していた従来の観光戦略の見直しが進められています。これまでに十分に発信ができていなかった地域資源として、修験道の霊場であった「十和田神社」を中心とする「十和田信仰」を再評価し、十和田湖の持つ新たな価値と魅力の再発見・再評価と発信が進められています。

(2)「関わるしくみ」

- 琵琶湖への関わりを創出するため、「琵琶湖を楽しむ」「琵琶湖に学ぶ」「琵琶湖でつながる」の3つの切り口から重点的に取り組みます。県内市町、企業、NPO、団体等の協働を推進しながら、具体的な取組方策を推進します。
- また、滋賀県環境基本条例に定める7月1日「びわ湖の日」を中心に、琵琶湖と関わる様々な取組を重点的に展開します。

i 琵琶湖を「楽しむ」【重点】

- 琵琶湖と関わるきっかけを創出し、より多くの方に琵琶湖との関係を作っていただけるよう、琵琶湖を舞台とした様々な楽しみの機会を拡充します。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 体験型のイベントの開催や民間活力の活用等による琵琶湖体験の機会の提供
- ・ ビワイチの推進と、普及に向けた環境整備
- ・ 日本遺産を活かした地域の魅力発信
- ・ 楽しみながら自然を学び、保全へとつなぐエコツーリズムの推進
- ・ 誰もが楽しめる湖上スポーツの普及や魅力の発信
- ・ 琵琶湖や周囲の自然を舞台としたスポーツツーリズムの推進に向けた検討
- ・ 琵琶湖の水源となる森林との触れ合いの推進や機会の提供
- ・ 湖と親しむ水泳場やキャンプ場、マリーナ等との連携・協力による、持続可能な琵琶湖レジャーの推進
- ・ 湖岸に立地するボートレース場等の施設における、多様な主体との協働によるイベント等の実施
- ・ 琵琶湖の景観を楽しむビューポイントの発信
- ・ 湖岸や周囲の山々等での健康づくりの推進や、癒しの場の普及
- ・ 湖魚食文化や淡水真珠の魅力発信や、湖魚を食べる機会の提供
- ・ 水源となる森林を守る獣害対策の取組を活用したジビエ料理の普及啓発や情報発信
- ・ 琵琶湖を楽しむことができる機会やスポット等についての、情報集約・発信
- ・ 楽しみながら情報交換や交流を進めることのできる機会づくり
- ・ 「ここ滋賀」等を活用した琵琶湖や周囲の自然の体験メニュー等の全国発信

■先進事例紹介

【楽しみながら進む環境保全】

大山隠岐国立公園の中に位置する鳥取県の大山(だいせん)では、「一木一石運動」として登山者が石や苗木を持って山頂に上がり、浸食溝の穴埋めや緑の復活に協力したり、木道修理のための「栈木(さんぎ)」の運搬、トイレの汚泥を担ぎ下ろす作業等に協力をいただくといったプログラムが提供されています。来訪者が地域資源を楽しむことを通じ、地域資源の保全再生が進み、持続的な活用を可能にしています。

【美味しさと景観との好循環】

フランス・アルザス地方では、「最も美しい村協会」への加入や「味の景勝地」制度の指定など、各種の認証制度も活用して地域独自の農村景観のブランド化が進んでおり、同時に、ワイン等地域の農産品のブランド力強化も図られています。地域独自の農村景観の保全と、地域の農産品のブランド力強化とが、好循環をしている事例です。

ii 琵琶湖に「学ぶ」【重点】

- 琵琶湖への関わりを通じ知識や経験を深め、保全再生に向け行動できる人材の育成を促すため、主体的な行動へとつながる体験を通じた学びの機会を提供します。
- 個々の現場や資源と併せ、琵琶湖とその周囲の多様な自然の多様なつながりを俯瞰で見ることを通じ、琵琶湖の広大さや森・川・里・湖のつながりを感じられるよう意識します。
- 琵琶湖を取り巻く各種の産業の価値や、それらの産業とそこで働く人々が琵琶湖環境の保全のために果たす役割を伝えます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 森・川・里・湖のつながりを体感で学ぶ滋賀ならではのエコツーリズムの推進
- ・ 「魚のゆりかご水田」の魚道づくりや湖魚食体験など、琵琶湖ならではの体験型の学習機会の推進
- ・ ビオトープや自然公園施設など環境学習の場づくりや、観察会等の実施
- ・ 琵琶湖を育む森林を舞台とした体験学習の機会の提供
- ・ 森林づくり活動や木の良さの体感などを通じた森林の価値や役割の啓発推進
- ・ 清掃活動や外来魚駆除、水草除去活動等への参加を通じた学びの推進
- ・ 豊かな感性を育む幼児期における、自然との触れ合いの推進
- ・ 学校と地域とが連携した環境教育の推進
- ・ 体験型の学習メニューの整理による教育旅行等の受け入れ推進
- ・ 大学等と連携した学生への琵琶湖体験の機会提供
- ・ 県内学校や自治会等、下流域等への出前講座の推進、メニューの整理・発信
- ・ 先人の実体験を基にした学びや、世代間での学び合いの推進
- ・ 多様な主体間相互の活動から学び合うことのできる機会づくり
- ・ 技術協力や研修受け入れ、「世界湖沼会議」等の場を通じた、世界の湖沼への琵琶湖の知見の発信

○新しい取組の例「滋賀ならではのエコツーリズムの推進」

- ・ 体験を通じ、「森・川・里・湖のつながり」や「琵琶湖の価値」を伝えることで、主体的に環境保全に向けた行動を起こしていただく人を育てるエコツーリズムを推進します。
- ・ 県内各地で取り組まれている優れたエコツーリズムの事例について、関係者のネットワーク化や、一括した情報発信を強化します。
- ・ 下流域はもとより、広く県外からの誘客推進により、琵琶湖の価値を広く発信するとともに、交流人口の増加による地域活性化や持続可能なツアー運営、資源の保全再生への還元等が可能になるよう努めます。

■先進事例紹介

【環境への理解を深めるエコツーリズム】

北海道の知床では、自然環境の利用と保全のバランスを検討する「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」が設置され、エコツーリズムに関わる関係団体が集まり、戦略の検討や野生生物との関わり方、リスク管理等についての議論が行われています。また、特にヒグマ等のリスクのある時期には、ガイドツアーへの申込及びガイドの同行が入域条件になっています。

iii 琵琶湖で「つながる」【重点】

- 琵琶湖に関わる多様な主体のネットワークづくりや、互いの強みを活かした協働を促進します。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 多様な主体による全県的な推進組織の立ち上げ
- ・ 行政、企業、大学、NPO 等、異なる主体間の連携促進
- ・ マザーレイクフォーラムや淡海の川づくりフォーラム等における、琵琶湖や水辺にまつわる活動に取り組む関係者のつながりづくり
- ・ 下流域の住民や行政、企業、NPO 等との連携の推進
- ・ 主体間の連携事例や先進事例等についての情報共有の推進

○新しい取組の例「琵琶湖活用に向けた推進組織の立ち上げ」

- ・ 琵琶湖活用について、全県的に連携をしながら推進する母体となる組織の立ち上げを進めます。
- ・ 企業や大学、NPO、行政等の既存の団体が分野を越えて連携し、互いの長所を活かした協働の推進により琵琶湖活用を進めるプラットフォームとします。

■先進事例紹介

【水源を守る県民会議の設立】

神奈川県では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、水源環境保全税による収入を、上流部である山梨県での水源地域保全活動等に使用するにあたって、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」が設置されています。

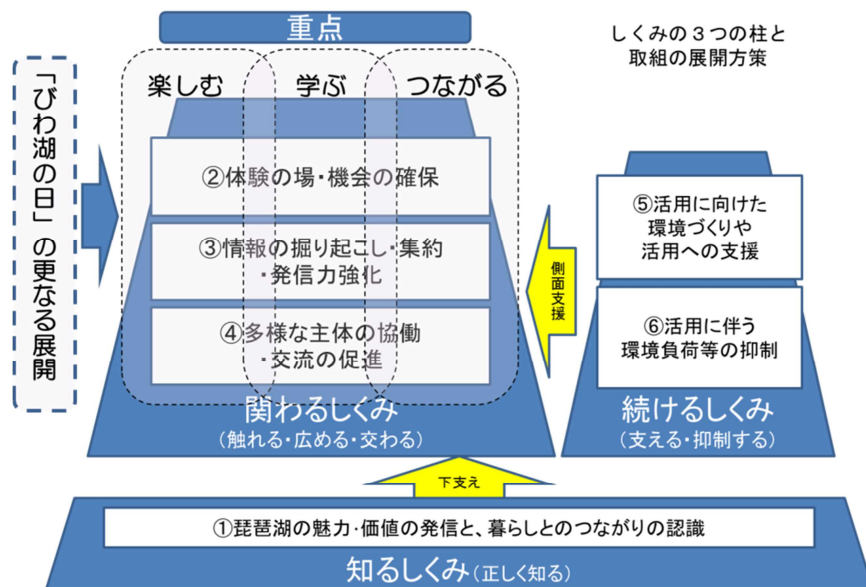
多様な主体の参画するこの協議会の場において、広く県民や県外上流域住民の意向も反映しながら、NPO 等と協働した事業展開を実施しています。

iv 「びわ湖の日」の更なる展開

- 「楽しむ」「学ぶ」「つながる」を始めとする多様なアプローチにより、琵琶湖との関わりをつくるきっかけとなる取組を、7月1日「びわ湖の日」を中心に重点的に展開します。

○新しい取組の例「『びわ湖の日』の更なる展開」

- ・ 滋賀県環境基本条例に定める7月1日「びわ湖の日」を中心に、琵琶湖と関わる契機を創出する取組を、多様な主体との連携により重点的に実施します。
- ・ 多様な主体による取組の情報をつなぎ、一体的な発信を行うことにより、「びわ湖の日」とそれに関連する活動の広範な普及を推進します。
- ・ 「びわ湖の日」をきっかけに、県民の皆さんに、琵琶湖について改めて考えていただけるような機会づくりを行います。



(3) 「続けるしくみ」

- 保全再生に向けた持続的な活用を推進するための環境づくりや活用への支援、活用に伴う環境負荷等への対策を着実に推進します。

i 活用に向けた環境づくりや活用への支援

- 自然と触れ合うことのできるエリアや施設等について、適切な維持管理や利活用に努めます。
- 琵琶湖の本来の価値を活かしたなりわいである漁業の持続的発展を支援します。
- 水源である森林の適切な保全管理や、林業の成長産業化、環境に配慮した農業等を推進します。
- 琵琶湖での経験から学んだ知恵や技術について、国内外における水環境の課題解決に積極的に活かします。
- 水環境ビジネスや環境関連産業の振興を支援するとともに、企業の事業活動を通じた琵琶湖活用を推進します。
- 持続可能な活用推進に向けた資源の維持や環境等の整備、人材の確保、機材・技術・資金面等の支援や制度づくりを進めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 湖岸緑地や自然公園、自然歩道等、湖岸に親しむ施設の適切な維持管理と利活用の推進
- ・ 地域の合意を基礎とした、湖岸敷地の活用にかかる適切な区域の指定
- ・ 清掃活動や外来魚駆除、水草除去活動等の推進と、県民や企業、来訪者等の主体的な参加協力の機運醸成
- ・ 湖魚などの資源回復に向けた水ヨシ帯などの産卵繁殖場の造成、湖底環境の改善、種苗放流の実施
- ・ アユの不漁原因解明をはじめとする関係機関が連携した調査研究の実施
- ・ 魅力発信や就業支援、研修などによる、漁業の担い手確保対策の推進
- ・ 多様な主体による森林づくりへの支援や巨樹・巨木等の貴重な森林生態系の保全の推進
- ・ 森林資源の循環利用の促進による林業活動の活性化
- ・ 「環境こだわり農業」や「魚のゆりかご水田」の普及を通じた、環境に配慮した農業の普及
- ・ 農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業の推進
- ・ 琵琶湖を抱える滋賀ならではの経験や研究成果を水環境ビジネスにつなげる産官学金連携の取組の推進
- ・ 西日本最大規模の環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を通じた環境関連ビジネスの振興
- ・ 琵琶湖を取り巻く産業が持続可能であるような、人材の確保や育成支援
- ・ 多様な知見を活かした技術開発の推進や支援
- ・ 基金など活用に参加する助成制度の情報収集、発信
- ・ 活用の推進に資する企業活動の情報発信や支援のしくみの検討
- ・ 社会貢献型投資など、活用推進や課題解決に向けた新たな資金確保のしくみの研究

ii 活用に伴う環境負荷等の抑制

- 琵琶湖を次世代へと継承できる持続可能な琵琶湖活用の実現に向け、人間のみならず他の生き物の視点も踏まえた資源のワイズユース（賢明な利用）を推進します。
- 活用に伴い発生する環境負荷や、暮らしやなりわい等に対する悪影響を抑制するための規制や啓発を行います。また、来訪者の参加もいただきながら、環境課題の解決に努めます。
- 琵琶湖活用に伴う応益負担の必要性和、その負担が保全再生の推進に貢献するしくみについて、多くの人に共感をいただけるふさわしいあり方の検討を進めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ ヨシ帯保全地域の設定等、適切なゾーニングによる保全と利活用の両立の推進
- ・ 環境課題の解決・改善に向けた調査研究や技術開発の推進
- ・ レジャー活動に対する適切な規制や監視の徹底と、制度の啓発や周知
- ・ ごみの投棄や放置防止に向けた指導や監視の徹底
- ・ 騒音や迷惑行為などに対する規制や啓発の実施
- ・ 効果的な規制や監視に向けた関連機関・部局の連携推進
- ・ レジャー利用者等、琵琶湖を活用する人による清掃活動等の推進
- ・ 環境への負荷や利益の享受に対する適切な負担のあり方の幅広い検討

■先進事例紹介

【資源の保全に向けた利活用規制】

乗鞍岳へのアクセスルートで頻発する渋滞やキャパシティを超えた入山者の増加等に対応するため、岐阜県では長野県と連携して、平成 15 年(2003 年)からバスやタクシーのみ乗り入れを可能とし、通年でマイカーの乗り入れを禁止しました。このことにより、交通量及び利用者数を一定の数に抑制することに成功しています。同時に、規制外車両に対しても、自然環境の保全にかかる施策に充当するため、駐車場で「乗鞍環境保全税」を徴収しています。

【富士山の保全に向けた協力金】

富士山の年間 30 万人を超える登山者によるごみやし尿処理等の問題に対応するため、任意の協力金として「富士山保全協力金」が設けられました。全員からの徴収が不可能であるため、法的には強制力の無いものとなっていますが、できる限り全員から徴収することがめざされています。得られた協力金は、富士山五合目以上のトイレ新設・改修等に充当され、環境に負荷を与えない持続的な活用の実現に貢献しています。

5. 保全再生に向けた活用にあたって

(1) 活用推進がめざすもの

- 滋賀の暮らしや漁業等のなりわいは、古くから琵琶湖とそれを囲む自然の恵みをいただくことで成り立ってきました。
- 琵琶湖と暮らしとの関わりの深さや長い歴史に鑑み、琵琶湖の活用を考えるにあたっては、地域の魅力向上や経済的な持続可能性などにつながることに同時に、その活用が琵琶湖の保全再生に資することが求められます。
- そのことをしっかりと踏まえた上で、琵琶湖の活用を推進する「知る」「関わる」「続ける」の3つのしくみを通じ、琵琶湖を「活かす人」が琵琶湖を「守る人」となる好循環の創出に向けた施策を展開します。

(2) 多様な主体の協働

- 現在の琵琶湖は、暮らしや漁業等のなりわいの場であると同時に、観光、スポーツ、レジャー等の様々な舞台としても利用され、多様な主体がそれぞれ異なる目的をもって琵琶湖と接しています。
- そのため、琵琶湖を活かす主体同士が相互の理解を深めながら活用を進められるよう、行政、企業、大学、NPOや県民の皆さんなどの多様な主体による全県的なプラットフォームの構築や、情報共有・情報交換のシステムづくり等により、協働の推進に努めます。

(3) 共感からの保全再生

- 「知る」「関わる」「続ける」の3つのしくみによる施策展開や多様な主体による協働の推進を通じ、多くの人に琵琶湖との新たな関わりを持っていただく中で、琵琶湖の有する価値や、水草の大量繁茂や外来動植物の増加といった課題を共有いただき、琵琶湖の保全再生についての幅広い共感を得ていただくことが大切です。
- その共感を契機に、琵琶湖の保全再生に向け主体的に行動いただくとともに、そのような行動を実践する人たちのつながりの輪を広げていくことで、「活かす人」が「守る人」となる好循環の創出をめざします。
- これにより、琵琶湖と人とのより良い共生関係を形成するとともに、健全で恵み豊かな湖として、国民的資産である琵琶湖の保全再生を図り、その恵みを次世代へと引き継いでいきます。